

午前9時00分再開

**○議長(山下 壽君)** おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第 1 議案第43号「川南町税条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 2 議案第44号「川南町暴力団排除条例を定めるについて」を議題とします。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 3 議案第45号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。質疑ありませんか。

**○議員(内藤 逸子君)** 減給の理由は不祥事なのか、明らかにしてもらいたいと思います。

議案第45号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての中で、平成23年7月の臨時議会で議決をいただいたところでございますっていうことになってますが、このことは不祥事だったのかどうか、お尋ねします。

**○町長(日高 昭彦君)** ただ今の御質問にお答えいたします。ま、今回の山有の件に関しましては、その時々手続き、ま、対応のまずさ、そして結果として提訴されたということに対する責任であります。

**○議員(内藤 逸子君)** 町民の皆様には深くお詫びを申し上げる次第ですと書いてありますが、理由をもっと明らかにすべきではないでしょうか。このことは、給与水準が高いから減給するという理由ではなく、不祥事を生じたから1カ月分減給するという理由に受け取ってるんですが、それならば、何で1カ月なのかの理由もお知らせください。

**○町長(日高 昭彦君)** その根拠ということですが、地方公務員法におきましては、職員にはいろんな適用がございますが、特別職であります町長、副町長に関しては、法的には適用外ということになっております。今回のことに関しましては、その根拠と申しますのは、こういう、通常の場合でありますと、職員の不祥事であるとか、そういう明らかな違反をした場合において、全国の例を見ますと、その時々首長とかが10%の減給をされてるようでございます。今回にお

きましては、その金額の大小、その処分の内容というよりも、議員の皆様、そして町民の皆様、また職員に対する我々 2 人のけじめということで、これが解決ではなく、これからのスタートであるという意思の表明であります。以上です。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。

**○議員(竹本 修君)** 議案第 45 号につきましての質問をさせていただきたいと思いますが、1 点目につきましてはですね、私自身といたしましては、この議案につきましては、ちょっと疑問符をしております。と言いますのも、時期が余りにも早過ぎるんじゃないかというのが 1 点ですね、それと、内容的にもございますが、まあ、あの、今の時点で、こういった形で、ま、処分って言いますか、そういった形の、形で出される、提出されるというのは、なかなか理解することはできません。と言いますのもですね、私たちは 7 月の 26 日に臨時議会におきまして、こういった方向付け、和解案というものを、ま、可決させていただいたんですが、それにつきましての対応ということでありましようけど、このあとのですね、私たちが出しております「議会だより」の中におきましての考え方、それから、町長が広報誌を「かわみなみ」ということで、提案、提出されています。ということで、ま、あの、山有につきましての報告というか、そういった形があるわけですが、それにつきましても、後の利用というか、そういった形は一切触れられておりません。ま、特に議会として、この特別委員会としての考え方ということで、7 月の 26 日を申し上げ、それに賛成反対という形で申し添えて、こういった形で広報誌をつくっておりますが、その中におきまして、特別委員会としては、町長に対して、町民に対する説明責任ということ、意見を付しております。ま、そういうことで、これにつきましては、あの、和解案の内容というよりも、今後の利用対策、そういった形、跡地利用というか、そういった形のものを申し上げたつもりでございます。それにつきまして、この、かわみなみ広報誌の中におきましての、そこは一切触れられておりません。今後は買い取った施設を有効に活用していただきたいということで触れられておりますが、しかし、現実の現場をどうするかということは一切触れられておりません。私たち、あの、この特別委員会を設置しましてから 12 回ほどの、ま、特別委員会で調査をさせていただきまして、7 月の 26 日に決定させていただいたんですが、この、本年度になりましても、4 回ほどの特別委員会ということで開催して内容等を詰めたわけですが、それに至った時点で言いますのも、跡地利用という問題は多分にあっただろうというふうに思います。もうそういうことも一切含めて、今回、今なぜこういった提案をされるのか、再度お聞きをしたいと思っております。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの御指摘のとおり、この提案に関して、賛否両論があるのは十分認識させていただいてるところでございます。ま、あの、御指摘があるとおりでですね、時期が早いんじゃないかと、何も決まってないんじゃないかということでございますが、例えばじゃあ、その時期はいつなのかというもろもろのことも含めまして、今後我々がする住民に対する説明責任、それは、こういう自分の意思の表示をしてからでも、それはそれで道はあると考えておりまして、ま、満足のいく、例えばこの提案に関してでもそうですが、こういうけじめの取り方とかいう、ま、言葉は

ちょっと申し訳ありませんけど、満足のいく回答、百点の回答というのはなかなかないと、一応探した中ではありませんでした。それはもう、あくまでもこれから前に向かうという意思表示であり、先ほど全国の事例、私なりに調べさせていただきましたが、明らかな不祥事以外での処分というのは、確かに私の調べる限り見つかりませんでしたが、やはり事の重大さ、公務員がやっぱり処分を受けるといこと自体の重さも含めて、これからの川南町とともに、この問題について向き合いたいという覚悟であります。以上です。

**○議員(竹本 修君)** あの、町長が言わんとすることは分かるわけですが、しかし、現実を見た場合に、あの、和解案の中でうたわれてますが、11月末ですよ、完全なる取得、清算というものになります。ただそこは目標だけであって、そういった形の和解案だったろうというふうに思うんですが、それにつきましては、そこまでにつきましてはですね、またいろんな形の取り組み方というものがなされるだろうというふうに思うんですが、今私たちが、最大限に取り組まなければいけないのは、私は跡地利用だというふうに思ってます。1億は大変なお金だ、それも分かりますが、しかし、これからの考えた場合に、跡地利用の問題が非常に大きいというふうに思います。ですから、その方向を見届けた上の処分といいますか、そういった自分の心構えといいますか、そういった形も必要ではなかろうかというふうに思います。ま、そういうことも含めてですね、それともう1つは、地元の方から、どういうふうになってるんだという声が盛んにあります。和解案はどうして、こういった形があったんですよということで広報誌、それから議会だよりを御覧になったかというふうに思うんですが、しかし、地元は地元としての考え方がございます。和解案は、山有撤退でございませう。そういったものを考えていった場合に、今処分というものになれば、いささか私は執行部としては早過ぎるというふうに思います。地元に対しても、1つの、何らかの説明もないままに自分たちだけで処分するという形はあり得ないだろうというふうに思います。そのあたりをもう1点だけお聞きしたいと思います。

**○町長(日高 昭彦君)** ええ、竹本議員の、本当に、御指摘はそのとおりだと感じております。本当に何度も申しますが、これでいいとか、こうしたいとか、これが正しいとか正しくないという視点での意見は、なかなか本当に私としても非常に迷いがあるのは事実でございます。ただ、これがですね、地元に対する責任であるとか、跡地利用に対することへの放棄ではなく、スタートであるというのは十分ご理解いただけたらと思っております、私たちの、私たちは、副町長と私のことを指しておりますが、やはり、けじめをつけてから、そういった意味で住民ともう一度向かい合いたいと、話し合いたいと、そういう気持ちの表れであります。処分の内容云々については、確かにある意味では根拠がないものであります。これは、そういう表明だと、御理解をお願いしたいと思います。

**○議員(竹本 修君)** 今、私が、何でここまで申し上げるかということは、現時点のことにつきましては、私たち特別委員会に説明がありましたのは、跡地利用につきましては、再度、堆肥じゃない、そういった利用組合を中心としたもので考えていきたいという説明でございました。ま、

そういうことも含めた場合につきましての、方向というものを考えていった場合については、それは中心的になるわけでしょうから、そういったものが、私が聞くところによりますと、2、3回の役員、利用組合の役員会等もなされているような感じがいたしておりますが、その中におきましての、方向が見えないということもございます。そういうことも含めていった場合に、さらに執行部の責任というものが、何らかの形で出てくるんじゃないかというような気がいたします。そういうことを含めて行った場合に、今後、跡地利用につきましての、ある程度の方向性が見えたときに、それはやるべきなことであってですね、くどいようですけど、私はそう思います。議会におきましても、特別委員会で何らかの形で議員も責任を取るべきじゃないかという意見もございました。そういうことも含めましてですね、いろんな形で周囲の状況を含めましての考え方で、ある程度の、そのこの利用というものが方向づけられたときに、私はしかるべきな方向じゃないかというふうに思っております。ま、あの、これにつきましては、いつまでたっても並行論でしょうから、やめますが、そういった、時期尚早であることを指摘して、私の質問を終わります。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。

**○議員(児玉 助壽君)** この、議案第40号ですけど、この、提案理由を見つとよ、提出をされる事態を生じさせてしまったって書いてあるが、町長はそういうこつはしとらんじやろうがね。それで、提訴さるようなことを生じたら、こらあ、1カ月の減給では足らんはずばい。これを書くをやったらねえ、あの、町長。生じさせたもんこらあ、責任を取らせんなおかしなつとですよ。そしてこの、町長が責任を取つとやったら、取るなんやったら、こらあ、まあ、行政は継続事業じゃかい、前ん町長がそういうことをすれば、その、交代せんかれば、前ん町長がこれは出しとつたやっちゃかいよ、分かるけんどん。今度は代わつたらよ、町長が責任取るのなんのこんげなつたらこらあ、5,000万の建屋を1億円で買った責任になつとやがね、町長。その、はっきりゆうて。と、その、評価額以上の買い値でこれは買うとるわけじゃがよ、この、5,000万高え。こらおまや、こん、根拠はねえなるばい。10%の。だかい、前かい、その、反対した理由は、ちゃんと提訴さるようなこつしたもんに責任を取らせんな、おかしなつちゆうてきたわけですがね。町長、こい、こらあおかしいですよ。

**○町長(日高 昭彦君)** ええ、ただいまの児玉議員の御指摘でございますが、いろんな見解があるのも十分承知しておりますし、児玉議員の言われることが1つの理論であるというのも十分認識させていただいております。ま、あの、3点ほどのことに関しまして、例えばその、当時の職員はどうするのか、そのときの役員は、場長はどうするのかということも含めますと、確かにそれは一理あるかと思っておりますが、現状において、じゃ、どの職員が、どの議員がということ争うことが、もう1つのまた裁判が必要な事態になるかと、我々としても考えております。組織と申しますのは、皆さん御承知のとおり、その時々責任者がそれなりの覚悟を決めると私は思っておりますので、確かに私がいた、ここにいてまだ4カ月しかたっておりませんが、やっぱり、それはそれとして、組織は動いております。生き物であると信じておりますので、その時々責任者としての立場はあると

思っております。あと、金額に関してであります、当然1カ月くらいの減俸で、その1億円にどうのこの足りるはずもないとは思っております。あくまでも、これは、中身ではなく、そういう繰り返しになって申し訳ありませんが、決意であるというつもりで考えております。

**○議員(児玉 助壽君)** ほじゃかいの、町長。前ん、前任者、職員に、責任のあるような、こういう提案理由を書くとおかしなつとですよ。これ見たら、町長がそういう事態に起こさせたような、なんになりますよ。そういう町長が責任を取るとやったらよ、こらもうおまやもう、前面にこういと書いたら、そんげなつは通用せんないじゃないですか。提訴する事態を生じさせてしまったことをち、みんな知つとるわけじゃかい、町長がこんげな、この裁判問題、起こさせるような事態にしたわけじゃねえっちゃかいよ、こういうこつを書いたらいかんですわ。責任を取るなら取るこつで、自分がもうあの、不始末起こしたこつ男らしく書けば俺も黙っとったっちゃけんどんよ。おかしなつですよ、こんげなこつ書きよつと。ええ、答弁は。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 4 議案第46号 「町道路線の廃止について」

日程第 5 議案第47号 「町道路線の認定について」

以上、2議案を一括議題とします。これから、本2議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

**○議員(濱本 義則君)** 議案第47号「町道路線の認定について」について、質問をいたします。町道路線の認定につきまして、3路線出てるわけでございますけども、1つの路線の、あつこの、サンAの近くのやつ、あのことは一応こないだ勉強会でいろいろお伺いいたしました。で、あと、2路線のことについて、ちょっと御質問いたします。町道に格上げする場合には、恐らく何らかの目的があるかと思っておりますけども、なぜこれを町道にしなければならないのか、その理由をちょっとお伺いいたします。

**○建設課長(村井 俊文君)** 濱本議員の御質疑にお答えします。町道認定の基準については、町の方ではですね、要項等は制定はしておりません。しかし、町道は地域社会との綿密な関係があります。住民の生活基盤として欠かせない道路でありますので、毎年1回、新規道路について調査を行いですね、必要最小限で認定をしております。今御質問のですね、2路線につきましては、1つはその紙風船から国道に出る場、あれが町の方ですね、町有地になっており、舗装はされておりますが、これが都市計画の用途地域の中に入っておりますので、これを町道認定しなければ、これから家の建設が出たときにですね、立て替えられないということで、県の建築主事のほうから町道認定ということでお願いをされておりますので、今回やっぱり、住宅が今後建つ予定で

ありますので、今回認定をさしていただきました。それと、十文字のほうにつきましては、3年間ですね、ま、こういうまあ、町道認定につきましては、3年間建設課のほうで調査をいたしまして、その中で維持管理とか、交通量の問題、それとか、他の道路との関係とかをです、調査しまして、その中で今回2路線を上げさせていただきました。以上です。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、議案第47号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第48号 「平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)」

日程第 7 議案第49号 「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 8 議案第50号 「平成23年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第 9 議案第51号 「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」

日程第10 議案第52号 「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」

日程第11 議案第53号 「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

以上、6議案を一括議題とします。これから、本6議案について、質疑を行います。質疑ありませんか。

**○議員(川越 忠明君)** ええっと、1点だけちょっとお聞きしますが、川南町一般会計補正予算の、教育総務課の45ページですけども、10款1項2目15節工事請負費、この、

**○議長(山下 壽君)** 川越議員、マイクをちょっと寄せてください。

**○議員(川越 忠明君)** 1, 200じゃない、125万円の件ですけども、これじゃちょっと気になるんですけども、6年間放置したって書いてある、それはもちろん6年間の放置じゃあ老朽化することは、老朽化いうか、傷むことは間違いありません。そういうこと自体がおかしいんですけども、これは一応、解体した後は、更地にした後はどうなるんですか、また新しく建てるわけですか。ちょっとお聞きしたい。もし新たに建てるのであれば、こういうことがないように、今町民は住宅難でです、もう困ってる人が多いとは思いますが、6年間も2世帯分も放置したってことになると、これは新たにつくってもまたこういうことなるんじゃないかと思っておりますので、ちょっとその辺をお願いします。

**○教育総務課長(吉田 喜久吉君)** ただ今の川越議員のですね、御質問にお答えいたします。今回解体工事を終了させた後の土地のですね、活用方法につきましては、まだ総務課との協議

がまだやっておりません。まだ検討という形でですね、これからやっていきたいというふうを考えております。以上でございます。

**○議員(川越 忠明君)** ええっと、分かりましたが、もし新たにですね、教職員の住宅ができるのであればですね、こういうことがないようにですね、じゃないとまた、あの、やっぱね、人が入っていないと建物って傷みます。で、そういう点はやっぱ、ちゃんとあの、計画してですね、新たな考えをしていただきたいと思います。以上です。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。

**○議員(濱本 義則君)** ええっと、まず、4、5点ちょっとお伺いいたします。まずページ数からいきますと、31、32ページ、

**○議長(山下 壽君)** 濱本議員、議案で言ってください、議案で。

**○議員(濱本 義則君)** はい、分かりました、議案第48号「平成23年度川南町一般会計予算」のうち、まず31、32ページ、4款1項6目、生活排水対策費事務補助金の件でございます。これはあの、合併浄化槽の補助事業の件だと思いますけども、賃金として上がっております。これは何か新しい、なんかその補助事業の中で、やらなければいけない仕事できて、これはあの、恐らくパートか臨時の賃金だと思いますけども、補正されたのか。ちゅうのが第1点。それから、同じく、同じページの4款2項1目、塵芥処理費のうちの貸付金の148万9,000円、これのちょっとあの、内容がちょっと知りとうございます。それから37、38、この件は後で御質問いたします。39、40ページ、6款3項2目、漁村センター管理費として修繕費30万ですか、上がっておりますけども、これは何を修理するのか、それと、この漁村センターの利用率が分かれば教えていただきたい。以上です。

**○上下水道課長(新倉 好雄君)** ただいまの御質問にありました、まず1点目の48号一般会計補正予算のページ、31ページ、32ページ、4款1項6目の賃金についてでございますけども、これの事務補助賃金につきましては、平成23年7月1日付けで、課の職員の人事異動、減によるものの合併浄化槽事務補助をするための賃金計上でございます。以上です。

**○環境対策課長(三角 博君)** 濱本議員の御質問に対してお答えいたします。議案第48号一般会計補正予算の31ページ、32ページの、4款2項1目、貸付金148万9,000円についてでございます。これは、財団法人宮崎県環境整備公社が行っております、ごみの焼却等の関係の事業でございます。こちらの浸出水調整池補強工事、これがこれまでに13億6,000万円ほどの予算が計上され、その貸し付けが行われてきておりますけれども、今回、新聞等で御案内されておるようですけれども、新たな破損等が生じたということがございまして、その補強、追加工事としまして、3億3,800万円計上されているものでございます。その負担割合としまして、県が2分の1、市町村が2分の1を負担するというようになっておりまして、川南町は、そのうちの0.44%を負担するというので、この金額になっております。以上でございます。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 濱本議員の御質問にお答えしたいと思います。議案48号一

般会計補正予算(第3号)でございますが、39、40ページの漁村センター管理費の内訳でございます。修繕料の内訳としまして、プール止水弁、循環ろ過装置のドア、スイッチボックスと、プール関係の修理の分でございます。なお、ここには漁村センターとプールが併設されております。先ほどお尋ねの利用率につきましては、漁村センターの分だというふうに思っておりますが、この資料につきましてはちょっと手元にございませんで、後日御報告申し上げたいというふうに思います。

**○議員(濱本 義則君)** あの、プールの修繕ということでございますけども、プールは、あれはあの、ずっと夏休み中子供たちが使ってらっしゃるんですかね、そういうことですよ、はい。それから、次に、同じく同予算の37ページから38ページ、6款1項6目、畜産業費、家畜特定疾病清浄化支援事業として、759万4,000円上がっております。説明によりますと、生産者自らが会を結成し、云々ということであります。その中で助成をしますということで説明でございますけども、この助成の目的、これは運営補助なのか、あるいは事業補助なのか、その辺ちょっとお伺いをしたい。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 濱本議員の御質問に再度お答えいたします。議案第48号一般会計補正予算(第3号)でございますが、37、38ページの家畜特定疾病清浄化支援対策事業759万4,000円の内訳でございますが、これにつきましては、まずあの、事業補助という位置付けをしております。と申しますのが、現在の、これからの取り組みとしまして、母牛の導入牛1,680頭に対しまして、基金の造成ということで1頭当たり1万円を想定してあります。また、子牛、今後あの、その母牛から生産されます子牛でございますが、これが2,554頭というふうに考えられております。その中で、生産者が7,000円、それから1頭当たり1万円の中で生産者が7,000円、それから、この事業に対する助成としまして、第1回目の検査で2,000円、2回目で1,000円という内訳を考えております。で、子牛につきましても、1,000円の助成ということで、そのトータルが759万4,000円ということになります。この具体的な内容としましては、特定疾病であるBLをなくしていくという取り組みに対する生産者の強い意気込みがございます。その中の助成を復興基金を使用しまして行うという対策でございます。以上でございます。

**○議員(濱本 義則君)** あの、最初に言いましたけども、自ら会を結成しと書いてあります。で、この会に加入してらっしゃる方に限って助成するという捉え方をしてよろしいんですか。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 再度お答えいたします。先ほどからですね、お話のとおり、生産者自らが基金を造成し、ということでございますので、基本的に1万円のうちの7,000円が負担されないと成り立たないということでございます。で、互助会の基金、あの、規約の中で、この会に加入された方々ということが前提でございますので、当然あの、地域防災の、防衛の意味からも、全ての方々に加入いただいて、この清浄性を保っていくという考え方でございますので、この会の加入者ということになるかというふうに思っております。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。



**○議員(児玉 助壽君)** 議案第48号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)」であります、38ページのこの、家畜防疫施設設置事業補助金、これは村上牧場のこつあっけん、一般質問で言おうと思うたけど、この、なんか、質問の趣旨と違うかいと思うち我慢したっちゃけんどんよ。こらあ、俺がとこん、こらあ所管のなんじゃかい、あんまりなんじゃっちゃけんどん、この、政策的な何で質問するけんどんよ、まあ、再々前ん議会でも言いよったけんどんが、あれほど広い土地でよ、日照条件もええし、風光明媚じゃしよ、畜産、その、使う意味がおらあ分からんっちゃけんどんよ。して、あすこがその、利用度があつてよ、利用率が物すげえ高えければなんじゃけんどん、ほとんど利用がねえっちゃがよ。まあ、あの、畜産を振興するかい、あの、ちゅう話やけんどんよ、畜産の納税額がどれほどあるか知らんけんどん、畜産、畜産、畜産におんぶされとるこつわ言うけんどん、納税額的に言うたら、かえっちゃ畜産を一般のサラリーマンが支えとるかも知れんとよ。うん。で、そい、有効に使うて、その上がった利益でよね、畜産を振興するちゅうやり方もあるわけやがね。畜産じゃかい畜産の利益で畜産を振興するちゅう発想そのものがおかしいっちゃけんどんよ。もう太陽光発電でん、あの、あるけんどん、福島原発事故あつとこの、原発とこの化石燃料ね、あらもう、国策民営化で進めちきたけんどんよ、もう、こら、時代遅れのエネルギー政策ちゅうしてかいう終わろうとととつとやがね、課長。たらお前、ちようどそんげなども誘致できるし、今度はお前、経済産業省が円高に伴う産業空洞化対策として2011年第3次補正予算に国内で工場とか研究施設立地に対する補助金数千億を計上する方針もあるしよ、千載一遇のチャンスやっちゃがね。もうその、企業誘致ばかり考えとるけんどんよ、今度みんなあの、頭のいい奴は町外に出て行ったっちゃかいよ、今度はお前、研究施設など誘致してよ、今度は頭脳誘致せんないかんがね。うちも兄弟が4人おるけんどんよ、頭んええやたあ町かい出て行ってかい、頭ん悪いおったち2人しか残つたらんけんどんよ。やっぱよ、頭脳誘致したりすつとよ、将来的によ、ええつちえがね。ま、そういうこつて、その、1回つくった計画をどうでんこうでん押し進むる必要はねっちゃがね。やっぱ、俺のような乱暴な意見かも知れんけんどんよ、それちいっと考えち、1回立ち止まって、いろいろ昨日も言うたごち、全町横断的によ、あつこん牧場の使い方、あの、誰か、役場んなんが、誰かええ考えはねえかつち、ちったおまや、もったいねえかいよ、ちっと、もう、そういうアイデアなど募集してかいおまや、事業ちゅうもんな進めちいかなよ、どんどんどんどん人口は少ねえなるし。町長は、この、おらあ、なんを見たつて、若者の雇用の創出とかなんとか書いとつたがね。うん。やっぱい、そんげなどをしていかなお前、出生率はおつるわ、将来出生率が落てればお前、将来的に産業経済、税金の何にも影響すつちがよ、あの、企業誘致すつとがだめかったら、頭脳誘致して、ちよつと、あの、なん。

**○議長(山下 壽君)** 児玉議員、議案質疑ですので議案に対して質疑をお願いしたいんですが。

**○議員(児玉 助壽君)** いや、議案じゃかいお前。じゃかい有効利用せえち。

**○議長(山下 壽君)** あの政策はですよ、一般質問でやってもらわんと、これは議案質疑です

ので、すみませんが。

**○議員(児玉 助壽君)** そら、分かっつとよ。ほじゃかいよ、その、この、費用対効果があるかやがね。この510万の。どんくらいあつとね、今ん、この、牧野ちゅうとね、あこは。牧野組合の人間で、組合員が何人おって、その、何10頭入る、その、なんをしとつとね。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。現在あその施設につきましては、指定管理者制度で、牧野管理組合が管理しております。その中の加入者数というのは、10名程度でございます。現在の復興というのは、17個の酪農家が復興しております。ただ、牛の中でもですね、この方々が1番早く復興されておまして、もう75%の農家さん、ま、ただ、復興前の戸数にはもう戻らないということではございますが、復興は1番早くここに取り組んでらっしゃるところでございます。その方々と、この事業につきましても、再度農業振興公社も含めて協議をして、最終的にやはりこれは所期の目的どおりに使うと、そのためにはやはり牧草地の改修と牛畜舎の建設、これ自体はもうどうしても避けられない、これが1番のネックで、どんどんどんどん減少しているということがございまして、今回まあ、当初予算からまあ、提案していたところでございます。で、議員のお話のとおりですね、いろんな活用方法はあると思います。いろんな要望等もございすけれども、昨日も申しましたとおり、現時点でやはり、そういう農家さんのですね、意気込みをきちんとやっぱり把握した上で、しかるべき草地の改良を含めて、酪農のですね、成り立ちを考えて行くことが私たちの最善の姿だと。で、エネルギー政策等の問題もございすけれども、緑地を残す、8月27日、シンボルで宮日に1面広告が出ましたけれども、川南のイメージとしてはやはり牧場でございましてね、それで、そういう緑地をきちんと管理しながら牛を飼っていくということも大事なことであります。そのことによって、人口も畜産農家の数とサラリーマンの数と言われましたけども、その辺りもですね、増やして行けるように努力していきたいというのが、今の担当の私どもの考え方でございます。

**○議員(児玉 助壽君)** 今ん話聞いとつとよ、導入のなんもまだ決まったらんような状態じゃがね、ね。何頭入るとか、導入する牧野組合の人数だけ分かっつとてかい、32町の土地に牛何頭入るかも分からんとやがよ。あっこお前、32町の、10頭入れて、どれほどの効率があるの、70頭ちゅうた、75頭じゃったか。ほったらおまや、物すげえ効率が悪いがよ。もう1,500万の事業費じゃったがね、こら減額しちよるけんどん、補助で、補助があるかい500万になつとるけんどん、1,540万の事業やろがね。で、毎年毎年、恐らくこれは牧野組合ね、あれに補助していくわけじゃろがね。ほったらお前、その、利用率、利用者もおらんとん、また利用する組合員がおらんかればおらんはず補助率が高えなるわけやがね、1人に対しての。したらお前、税金に上乘せ、浪費しとつとん、また浪費を上乘せ上乘せするよなよ、こんげな馬鹿なやり方しよつたらよ、銭が何ぼあつてん足らんと思うとん。そん利用率が物すげえ、32町に対しての牛1頭の面積ちゅうとがあるわけじゃろがね、ね。それを計算したときに75頭でよ、その、ええか悪いかの問題も出てくるわね。そんげなこつ計算したらよ、おらあ物すげえ利用率も悪いはずじゃが。そこ辺を計算して仕事しても

らわんなよ、畜産畜産ちっておまや、太平洋におまや牛2匹か3匹養うような考えしとったっかい  
かんばい。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑はありませんか。

**○議員(内藤 逸子君)** 議案48号の、農林水産課関係なんです、35、36ページの委託料60万円ですかね、畑作作付け状況一筆調査結果の解析業務を委託するためのものって書いてありますが、どんなことをされるんですか。それと、次のスイートピーとか書いてありますが、それも全体で何軒ぐらいあって、どのようなことに使うのかっていうこと。それと、さっき、今、児玉さんが言われたところなんです、家畜防疫施設設置事業補助金510万円は、鳥インフルエンザ感染を未然に防ぐため、防虫ネットって書いてありますが、それも何戸ぐらいの農家にどのような補助をされるのか、お尋ねします。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 内藤議員の御質問にお答えいたします。35、36ページでございますが、作付け調査業務委託料、提案理由でも御説明申し上げておりますが、これにつきましては、町内のすべての畑作物につきまして、筆ごとの調査を行いまして、細かに何が作付してあるかというものを、秋、それから3月に調査いたしまして、それを、取りまとめをですね、今までは、手作業でですね、すべて行っておりましたけれども、今回端末を使いまして、その端末でそのデータを入力して、川南町の作付動向を把握すると、そういうものの最終的に人海戦術で全部を回らして、最終的にそのデータをですね、コンピューター処理しましてデータ化すると。そして今後、それを政策的に誘導していくとか、そういう基礎資料として使っていくということにしております。今までは統計情報事務所がですね、平成18年度まではいろんな統計情報をいただいておりますけれども、ここ数年来、統計情報事務所のそういう作付物のデータというのもない状態でした。それでこういう作業をすることによって、今後農業の振興に役立てていくということにしております。そういう委託のものでございます。それから、37、38ページでございますが、みやざきの花、一番上の行でございます。みやざきの花産地パワーアップ推進事業でございますが、これにつきましては、菊農家、川南で3戸、都農で3戸でございますが、これが電球を交換すると、今、そういう事業でございます。それから、もう1つその下、日本一スイートピー新技術でございますが、これにつきましては、2戸の川南町の農家さんで、灰色かび病の予防実証を行うためのダクト送風によるその実証でございまして、これにつきましては、部分的にソフト的な事業でございます。以上でございます。あ、すみません、申し訳ありません、もう1点、家畜防疫施設設置整備事業でございますが、51戸の養鶏農家、これはあの、町内資本も町外資本もございますけれども、防疫ということでいけば、すべての農場になるということで、51戸の農家に対しまして、平均10万円ほどの防疫ネット、防鳥ネットですね、そういうものを設置された農家さんに対して、補助を行おうと、2分の1補助の限度額10万円ということで実施しようというものでございます。以上です。

**○議員(内藤 逸子君)** 提案理由の説明書の中の、8ページの労働費が緊急雇用創出事業に585万円計上しましたとあります。この緊急雇用創出事業っていうのは、補助金が来て、人を

雇うってということですが、その人たちの労働賃金単価っていうんですか、短期雇用なんだと思いますが、そういう基準っていうのはあるのかどうかお尋ねします。

**○総務課長(吉田 一二六君)** 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。緊急雇用の賃金でございますが、これに関しましてですね、ハローワークに届けられる方で一応あの、町の方で、町の賃金の単価を使って、一応作業等をやっていただくという事業でございます。以上です。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。

**○議員(河野 幸夫君)** 議案48号「川南町一般会計補正予算」中、12ページのですね、林業手数料の2万3,000円、愛玩用鳥類の飼養許可となっております。これと、16ページの雑入、500万円、工場幹線関連事業負担金、それから、48ページの文化財保護費15万円、これをちょっと具体的に説明お願いいたします。

**○農林水産課長(押川 義光君)** 河野議員の御質問にお答えいたします。愛玩用鳥類の飼養許可、「川南町一般会計補正予算(第3号)」の12ページになりますが、2万3,000円の内訳でございます。愛玩鳥、メジロでございますが、1羽当たり3,400円年間かかります。その7頭分を計上させていただいたところでございます。以上です。

**○建設課長(村井 俊文君)** 河野議員の御質疑にお答えします。15から16ページの19款3目の雑入、500万円でございますが、これはですね、今回議案第46号で町道廃止をお願いして、ます路線の北側、町道工場北線をですね、代替道路として道路改良を行った場合、国道10号のですね、測量が必要になっております。その300万円を計上しております。これは、農協果汁さんが全額負担ということで実施するということにしております。以上です。あ、500万です。農協果汁さんが全額負担ということで。

**○生涯学習課長(橋本 正夫君)** 河野議員の質問にお答えいたします。10款4項4目の文化保護費の修繕料なんですけれども、これの内訳ということですが、川南湿原に外周フェンスがありますけれども、一応フェンス全般については、フェンスを付けたところでございますけれども、その中に、排水路とかすき間が生じていまして、その部分のフェンスの補修ということで10万2,000円、それと、その湿原地の管理を行って、ます乗用モアというのがあるんですけども、草刈りをするものなんですけれども、そのナイフ交換ということで1万7,000円、その他、急を要する修繕ということで、3万1,000円上げて、合計15万円を上げております。以上です。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。

**○議員(米山 知子君)** 議案48号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)」の中の、議案書33、34ページ、5款労働費、失業対策費の中の緊急雇用創出事業で、悪臭公害対策事業について質問いたします。補足説明の中で、「えひめAI」を、環境浄化剤である「えひめAI」を使った消臭試験を行うためということですが、具体的にどういふことをなされるのか、教えていただきたいと思っております。

**○環境対策課長(三角 博君)** 米山議員の御質問にお答えいたします。議案第48号「23年

度一般会計補正予算(第3号)」の33ページ、34ページの緊急雇用創出事業、悪臭公害対策事業費213万9,000円分についてでございます。ええっと、これはですね、環境浄化剤と言われます「えひめAI」、具体的に申しますと、ヨーグルト、納豆、ドライイースト、砂糖、これらを合わせまして、水で希釈しまして発酵させたもの、これを環境浄化剤として使って、いろんなところで悪臭を低減するとか、水質の浄化とかいうことでの効果が出ているという報告がございます。これを用いまして、畜産農家を対象に、試験的な悪臭低減の防止の実験を行っていきたいというふうに思っております。例えば、酪農のスラリー、これはあの、容量的にですね、ある農家では、スラリーの容量が90トンというような溜槽があるようでございますが、ここにどれだけの「えひめAI」をですね、投入することによって臭いが低減するのかと。で、これらは、畑に撒くときに非常にその悪臭が放たれるということで、環境対策課に対しましてもいろいろこう、苦情が多いものですから、こうしたものに対して効果の有無をこう、確認していくと。それで、具体的にはその、1回当たりの「えひめAI」の作成数量を500リットルほど見込んでおまして、これを10回分ほどつくりまして、それであの、酪農、あるいはその、養豚農家、そうしたところに試験を行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議員(米山 知子君)** あの、「えひめAI」については、私もちょっと調べさしていただいて、確かに環境浄化剤として、効果があるような報告はなされてるみたいですが、具体的にその、川南町でどういう形で使おうとされてるのか、目的をお伺いしたかったんですが、今の答えですと、酪農とか養豚とかということなんですね。で、それはもう実際にそういう農家さんとの間で、こういうことで使ってみたいと、使っていただきたいということのもう、事前にと言ったらおかしいんですが、そういう情報の提供というのはなされてるんですか。

**○環境対策課長(三角 博君)** 米山議員の御質問に再度お答えいたします。畜産農家の方々に、すべてに情報提供しているというわけではございませんが、これまでの実験、あの、試験的に実は環境対策課のほうでつくっております「えひめAI」、これを使っていろいろ情報交換する中で、畜産農家の方々ともお話をしておまして、こうした試験については非常に前向きに取り組もうというようなところがございます。以上でございます。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第53号は、文教厚生常任委員会に、議案第50号は、産業建設常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時17分再開

会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第12 認定第1号 「平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第13 認定第2号 「平成22年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第14 認定第3号 「平成22年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上、3案件を一括議題とします。これから、本3案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○議員(中津 克司君)** 認定でありますので、スムーズにいくのが当たり前かと思いますが、あえて質問させていただきます。認定第1号「平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」、これにつきましては、一般会計決算審査特別委員会で審査をしますので、その段階で十分審査をすればいいのかと思いますけれども、決算書の4ページ、5ページ、第15款1項財産運用収入の、収入未済額73万9,480円、これにつきましては、山有の土地代金の、土地貸付の未収と、未済と思われませんが、22年度に限らず、23年度も4月1日から貸し付けは発生しております、起こる案件であります、どのように処理されるのか、お伺いします。

**○総務課長(吉田 一二六君)** 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。山有の貸付関係でございますが、この件に関しましてはですね、和解条項の中に入っております、和解の中で一切の債務がないということですね、和解をしたところでございます。ということでございますので、今後73万9,000円ですか、これに関しましてはですね、和解に基づき不納欠損の処理になるというふうに思います。以上です。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。

**○議員(児玉 助壽君)** ええっと、「平成22年度川南町歳入歳出決算」、何ページになるか、農村整備課の何ページか、142じゃけんどんよ、142ページ。この、尾鈴北第1土地改良区運営費補助金ちゅうとよ、この条例を見つと、この、開栓手続きがされていない給水栓も含むちゅう入つとるが、こらあ、開水栓がその、開栓が手続きされとらん部分も入つとるわけね、この340万の中ん。34万か、340万じゃね。340万、340万653円か。補助、補助金、尾鈴北第1土地改良区運営費補助、この、これ、この分ね、こらあ。じゃかいこの条例でした分ね。したらその、開栓手続きがされとらん分も、その、この中に入つとち。どのくらい。

**○農村整備課長(横尾 剛君)** ええっと、あの、未開栓部分がどのくらいかという児玉議員の質問だったと思うんですけど、未開栓部分はですね、今まだあの、工事がですね、尾鈴北1は工事中でございます。それであの、今現在、改良区の運営費が、1,036万4,000円ほどあるんですが、そのうち、不足する分が、先ほどここに決算であります、340万653円というところで、不足する部分をですね、補助をしたということで、いくらその、開いてないからということでも、金額ではございません。運営費が不足した分について補助をしてるということでございます。以上でございます。

**○議員(児玉 助壽君)** その不足分ち、そらあ、まあ、賦課金を徴収しよるわねえ。その、賦課金で賄われん分の不足金ちゅうこつね。その、まあ、開けんでん、あの、銭を取らんでええ条例になっとっちゃけんどんよ。その分の不足分になるわけやろがね、こらあ、うん。と、こんげなとつたら、条例をつくったらこの、都市下水道でんよ、今58%じゃがよ、使わんけんども回すまでしちやれつうこつがでくる条例じゃね、そうやね、こらあ。都市下水道でんよ、使わんけんども回すまでしちやれいうち言えば、さるる条例になるわけやろがね。一緒じゃが、使わんでん給水栓のとこまじ使わんとんつくる不足分じゃろこらあ。したら、都市下水道でん58%しかねっちゃがよ、こんげな条例つくればでくちゅうこつなるけんどんよ。監査委員に聞くけんども、こういうやり方していいとの、おらあ使う分じゃつたらよ、おらああの、補助してええかもしれんけんども、使わんとに補助すつちゅうとは、おらあ納得はいかんど。監査委員はこんげなまあ適正なやり方やと思わるの。

**○代表監査委員(三角 巖君)** 児玉議員の質問にお答えいたしたいと思います。ただ今のあの、142ページの関係でございますが、既にあの、ここにありますとおりの、予算審議です、この議会で十分とあの審議をされた結果、私たちがあの、監査するのは、議会で決議されたとおりに、以内でやっておるかどうかといったようなことを監査するものでありますので、その用途等についてはですね、私たち、私が言及する問題ではないというふうに考えております。

**○議員(児玉 助壽君)** そら違うとよ。こらおまや、議会やなんやらでんなんぶでん決めてんよの、こらおかしいんじゃねえかねと思うたらよ、監査委員は指摘せんないかんちゃがね。そのためん監査委員じゃかいお前。数字さか合えばええちゅうとやったら監査委員は要らんちゃがね。費用対効果があるかねえかを見て、こらあ、道理に合うとらんじゃねえかちゅう思たらよ、指摘すつとが監査委員の仕事であつてよ、ほつたら議会が決めたこつやつたらええちゅうてあんた、なんでんありじゃねえ、お前。そんげな監査委員やつたらいらんわね、役場ん、職員に優しい監査委員ならよ、職員のためになるかしらんけど、町民のためにはならんわね、はっきり言うて。こんげなこつしよつたら、なんでんじゃかい、通つて、でくつて。そのかわりでんあの、町民が税金を余算に払わんならんことなるばっかりじゃけんどもよ。そんげなとを指摘すつとが監査委員の仕事じゃと思わるつちやけんどもね、うちんこの組合の監査委員がこんげなことしよつたら、あの、理事は辞めんならんばい。

**○代表監査委員(三角 巖君)** ええつとあの、ただいまあの、監査委員の指摘ということがありましたけれども、当然あの、これはちょっと問題があるぞといったような場合には、指摘をするということになろうかと思ひます。ただあの、この場合につきましてはですね、決算審査意見書でも述べておりますけれども、全体的に適正であるというふうには監査委員としては判断をしたところであります。以上です。

**○議長(山下 壽君)** ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっております案件を慎重に審議するため、会諸規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から、議長を除き、1名ないし2名を選出し、6名の委員で構成す

る「一般会計決算審査特別委員会」を、同じく5名の委員で構成する「特別会計等・水道会計決算審査特別委員会」をそれぞれ設置し、これに付託して審議したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本3案件については、6名の委員で構成する「一般会計決算審査特別委員会」、及び、5名の委員で構成する「特別会計等・水道会計決算審査特別委員会」をそれぞれ設置し、これに付託し、審議することに決定しました。したがって、認定第1号は、「一般会計決算審査特別委員会」に、認定第2号及び認定第3号は、「特別会計等・水道会計決算審査特別委員会」に、それぞれ付託します。各常任委員会は、それぞれ委員を選出してください。しばらく休憩します。

午前10時29分休憩

-----  
午前10時30分再開

会議を再開します。お諮りします。

「一般会計決算審査特別委員会」委員に

総務常任委員会から 【中津 克司】君、【河野 幸夫】君

文教厚生常任委員会から【税田 榮】君、【竹本 修】君

産業建設常任委員会から【川上 昇】君、【林 光政】君

「特別会計等・水道会計決算審査特別委員会」委員に

総務常任委員会から 【濱本 義則】君、

文教厚生常任委員会から【川越 忠明】君、【内藤 逸子】君

産業建設常任委員会から【児玉 助壽】君、【米山 知子】君

以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計等・水道会計決算審査特別委員会委員に5名を選任することに決まりました。それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。しばらく休憩します。

午前10時30分休憩

-----  
午前10時31分再開

会議を再開します。御報告します。ただ今設置されました「一般会計決算審査特別委員会」の委員長に【竹本 修】君、同副委員長に【河野 幸夫】君が、委員会条例第7条第2項の規定により、互選されました。また、「特別会計等・水道会計決算審査特別委員会」の委員長に【濱本 義則】君、同副委員長に【内藤 逸子】君が、委員会条例第7条第2項の規定により、互選されました。なお、それぞれの決算審査特別委員会は、22日の会議において、審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願い



します。御苦労さんでした。

午前10時32分閉会

---